

（令和 5 年 9 月 22 日  
所 長 裁 定）  
最終改正 令和 6 年 3 月 26 日

（設置）

第 1 条 情報・システム研究機構国立極地研究所運営会議共同利用審議委員会規程第 7 条に基づき、特別共同研究分科会（以下「分科会」という）を置く。

（任務）

第 2 条 分科会は、特別共同研究の審査に関する事項を審議する。

（組織）

第 3 条 分科会は、次に掲げるものをもって組織する。

- 一 所長が指名する副所長
- 二 国際極域・地球環境研究推進センター長
- 三 所長が指名する国際極域・地球環境研究推進センター副センター長
- 四 学識経験のある者のうちから、所長が委嘱する者
- 五 研究所の職員のうちから、所長が指名する者

（任期）

第 4 条 前条第 1 項第 4 号及び第 5 号に定める委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（分科会長等）

第 5 条 分科会に、分科会長、副分科会長及び幹事を置く。

- 2 分科会長は、委員のうちから、所長が指名する。
- 3 副分科会長は、委員のうちから、分科会長が指名する。
- 4 幹事は、委員のうちから分科会長が指名する。
- 5 分科会長は、分科会の会務を総理する。
- 6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、分科会長の命を受け、議事を整理する。

（部会）

第 6 条 分科会に専門的事項を審議するために一つ以上の部会を置くことができる。

（議事）

第 7 条 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 分科会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは分科会長の決するところによる。
- 3 分科会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、分科会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、第66回国立極地研究所運営会議にて特別共同研究の新設が承認された後、令和5年10月20日から施行する。
- 2 この規程は、施行後1年を目処に見直すものとする。
- 3 この規程の施行によって委嘱される最初の委員の任期は、第4条の規定に関わらず、令和6年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行によって委嘱された最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。